

仕様書

1 業務名

札幌市芸術の森利用状況等調査業務

2 業務の目的

札幌芸術の森は、美術、音楽、工芸、演劇、舞踊その他の文化芸術に関する事業を実施すること及びこれらに関する活動の場を提供することにより、新しい文化芸術を創出し、豊かな大自然と文化芸術が調和した環境を形成することを目的として、昭和61年に開設した施設である。

芸術家による制作の場としての機能が念頭に置かれ、長時間の利用を想定した多様な機能を有する施設が点在するが、現在利用の中心は市民や観光客となっている。

本業務は、社会情勢の変動や利用者の変化などに適応させるため、札幌芸術の森の現在の利用状況と、これによる強みや弱みなどを認識した上で、今後施設の特性を踏まえた最適化に向けた方向性について検討するため、札幌芸術の森及び類似施設の状況等を把握することを目的とする。

3 業務の内容

下記(1)~(3)までの内容を履行期間内で実施し、それぞれ委託者が指定した方法で提出すること。

- (1) 札幌芸術の森の来園者への調査
- (2) 国内類似施設への調査
- (3) 札幌芸術の森の現状分析と将来の見通し

4 業務履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5 業務の概要

(1) 札幌芸術の森の来園者への調査

特定の年代や性別、来園形態（一人、家族連れ、友人等）等に著しく偏らないよう配慮したうえで、札幌芸術の森への来園者を対象として、以下の項目について調査・検討を実施し、報告書として提出すること。

なお、11月4日～2月28日の月曜日（月曜日が祝日・振替休日の場合は翌平日）及び12月29日～1月3日の年末年始は休園日のため、調査不要とする。

① 調査対象期間

対象期間		調査日数
第1期	契約締結日から 令和8年8月31日(月)まで	・ 平日5日間（月～金で各1日）、 土日祝4日間（土・日・祝日で各1日以上）の計9日間 ・ 各月3日調査を実施すること ※ 8月分3日間のうち、2日間は8月1日（土）～8月14日（金）の間に実施すること

第2期	令和8年9月1日(火)から 令和8年11月30日(月)まで	・平日5日間（月～金で各1日）、 土日祝4日間（土・日・祝日で各1日 以上）の計9日間 ・各月3日調査を実施すること
第3期	令和8年12月1日(火)から 令和9年2月28日(日)まで	・平日4日間（火～金で各1日以上）、 土日祝4日間（土・日・祝日で各1日 以上）の計8日間 ・各月2日以上調査を実施すること。

② 調査手法

直接面接法とする

委託業者と協議のうえ決定した5つの調査地点から、毎回2地点ずつを選択し調査することを想定。

調査員が調査地点で抽出した調査対象者に対し、面談で聞き取りし、調査員が調査票に記入 もしくは 調査対象者が調査票に記入することを想定。

なお、調査対象者の不在等により、調査地点での継続調査が困難な場合は、その旨の理由を別途報告書等の中で記載のうえ、調査地点を変更して良いこととする。

③ 調査項目

下記8項目を想定しているが、詳細については委託者と協議のうえ決定する。なお、調査票で、直接記入する部分を少なくする等、できるだけ調査対象者の負担を軽減するよう努めること。

また、調査票は、調査日の天候・気温と調査時間パターンを補記したものとすること。

ア 年齢

イ 性別

ウ 属性（国及び市区町村の聞き取り）

エ 来園頻度

オ 来園施設（複数回答可）

※回答項目に、その他（公園散策）を設けること

カ 来園目的（複数回答可）

※来園目的の例：展示会の鑑賞、趣味としての作品制作・発表の場、
仕事としての作品制作・発表の場、視察、園内の散歩、
イベント、買い物、旅行（観光）、夏休み、冬休み等

キ 同伴者の有無や関係性

ク 芸術の森に求める施設や取組

④ 調査時間パターン

1日の調査時間は5時間として、下記ア～ウの3パターンで実施する。なお、パターンに偏りがないように努めて実施すること。また、時期によっては営業時間が異なることに留意すること。

ア 開園開始からの5時間

イ 午前10時～午後3時

ウ 閉園にかかる5時間

⑤ 回答目標サンプル数

最低150サンプル×2（第1期・第2期）＋最低130サンプル（第3期）＝430サンプル以上

※上記サンプル数を回収目標の目安とし、可能な限り多く回収すること。

※サンプル数確保のため、協力者には特典を与えるなどの工夫も妨げないが、特典を与える場合はなるべく安価（100円程度）かつ安全なものとし、委託者と協議のうえ、受託者が費用負担して準備すること。

⑥ 回答の確認・集計

アンケート回収票の集計計算ソフトはスプレッドシートにより、入力フォーマットの作成と計算手法の設定を行うこと。回収したすべてのデータを入力、別シートにてデータチェックを行い、各期のデータソースを編集すること。

また、必要な図形様式を設定し、集計計算（単純集計及びクロス集計）を実施し、それらの結果から各種図表を作成すること。

※「各期間単位」及び「平日/土日祝単位」の回答を必須とする。

(2) 国内類似施設等への調査

① 国内類似施設等の選定

主に観光客を対象とした機能を備え、運営が成功（多くの集客があり、施設収支に貢献）している施設とする。

ア 類似施設の選定基準

各施設が有する機能や立地、規模感、面積等が類似する国内の施設を選定する（類似施設の該当がない場合は、判明次第すみやかに委託者へ報告すること）。

類似条件の優先順位は、ア機能（必須）、イ立地、ウ規模感、エ面積、オその他、とする。

ア以外の類似条件は必須ではないが、なるべく類似条件が多い施設を選定するよう努めること。

イ 選定する施設数

下記1から13の施設ごとに、最低2つ以上の類似施設を選定し調査すること（類似施設として最低計26施設を選定）。

施設名			
1	野外美術館	8	織工房
2	屋内美術館	9	染工房
3	アートホール	10	木工房
4	アトリエ	11	版画工房
5	野外ステージ	12	陶工房

6	工芸館	13	陶芸窯
7	クラフト工房		

ウ その他施設の選定

上記1～13に該当しない（現在芸術の森にない）機能をもつ施設を、最低1つ以上選定し調査すること。

② 選定した施設への調査手法

電話、メール、郵送、WEB等による調査

原則、アンケート調査とする。対象施設に対し、調査員がアンケート票に基づき上記手法にて聞き取りし、調査員が調査票に記入もしくは 調査対象施設が調査票に記入することを想定。

※アンケートで聴取できない等の理由により、やむを得ずデスクリサーチとする場合は、情報の真偽及び最新の情報であるか等に留意すること。

③ 調査項目

下記9項目を想定しているが、詳細については委託者と協議のうえ決定する。

なお、対象施設から回答を得られない項目が発生した場合は、すみやかに委託者へ報告し、今後の対応について別途協議すること。

ア 開館年度

イ 敷地・施設の面積

ウ 施設の設置目的

エ 平成30年度～令和7年度における施設利用者数（平日・土日・年間ごとに集計すること）

オ 施設利用料金（項目、金額、減免規程等）と料金の積算根拠

カ 集客のメインターゲット

※メインターゲットの例

・地元民または観光客（県内、県外、海外の別で集計すること）

・芸術家または一般利用（鑑賞や体験）等

キ 利用の制限（例：通年、夏期のみ、プロの技術者のみ等）

ク 施設運営上の強みと課題

ケ 主な来館者の情報（年代、性別、来園形態、属性等）

※来園形態：ひとり、家族、友人（恋人を含む）等

※属性：地元市民、観光客（県内、県外、海外）等

④ 回答目標サンプル数（施設数）

27サンプル

（1野外美術館 ～ 13陶芸窯：26施設）+（7その他：1施設）

⑤ 回答の確認・集計

アンケート回収票の集計計算ソフトはスプレッドシートにより、入力フォーマットの作成と計算手法の設定を行うこと。

回収したすべてのデータを入力し、別シートにてデータチェックを行い、各施設のデータソースを編集すること。

また、必要な図形様式を設定し、集計計算（単純集計及びクロス集計）を実施し、それらの結果から各種図表を作成すること。

※ローデータの提供を必須とする。

(3) 現状分析と将来の見通し

5(1)及び(2)の調査結果を元に、現在の芸術の森の運営体制を検証し、将来の利用状況を予測すること。

調査結果を踏まえ、以下①～⑥の分析事項について整理し、各種図表を作成のうえ報告書により提案すること。

- ① 国内の類似施設と比較した芸術の森の強み及び弱み
- ② 芸術の森が現在マッチしているターゲット層
- ③ 芸術の森の既存機能のうち、引き続き需要が見込まれる機能
- ④ 集客が見込まれる展覧会・イベントについて
- ⑤ 芸術の森に期待される機能
- ⑥ 芸術の森がより多くの観光客を集客する場合に必要なこと

6 成果品等

(1) 調査報告書（本書）・・・A4版製本1部及び電子データ

(2) 調査報告書（概要版）・・・A4版製本1部及び電子データ

(3) 集計結果（ローデータ）の提供

それぞれ下記「7 提出期日」までに提出する想定で委託者と協議のうえ決定すること。5-(1)ア 来園者への調査、5-(2) 国内類似施設への調査が該当。

(4) 完了届（別途様式を指定）

※(1)及び(2)については、グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するよう心がけること。

※(1)及び(2)については、内容について事前に委託者の確認を受けることとし、委託者から必要に応じて修正等の指示を出す場合があるので、受託者はこれに対応すること。

※電子データについては、PDF形式及びGoogleドキュメント（文章）及びスプレッドシート形式（表、グラフ、図等）

※アンケート結果については、集計表及びクロス集計表をスプレッドシート形式で行うこと。

7 提出期日

各調査結果の提出期日は下記のとおり。

業務の内容	調査期間	中間報告	最終報告
5-(1) ア 来園者への調査 第1期	契約締結日から 令和8年8月31日 (月)まで	—	令和8年9月30日 (水)まで

5-(1) ア 来園者への調査 第2期	令和8年9月1日 (火) から 令和8年11月30日 (月) まで	—	令和8年12月25日 (金) まで
5-(1) ア 来園者への調査 第3期	令和8年12月1日 (火) から 令和9年2月28日 (日) まで	—	令和9年3月31日 (水) まで
5-(2) 国内類似施設への 調査	契約締結日から 令和9年3月31日 (水) まで	令和8年8月31日 (月) まで ※施設1及び6 ～13に対応する施 設の調査報告を必 須とする。	令和9年2月26日 (金) まで ※全ての調査結果 を報告すること。
5-(3) 現状分析と将来の見 直し	契約締結日から 令和9年3月31日 (水) まで	令和8年8月31日 (月) まで ※令和8年8月31 日(月)時点の 5-(1) ア 第1期の 結果に基づいて中 間報告を作成する こと。	令和9年2月26日 (金) まで ※5-(1) ア 第1期 ～第3期の結果に 基づいて最終報告 を作成すること。

8 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作物」）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保

持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) アンケート調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけること。とくにアンケート調査の従事者には接遇等の必要な研修等を行い、アンケート回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (5) 調査業務を実施する際に事故を起こさないように配慮すること。万が一事故が生じた場合は受託者が責任をもって対応し、財団と札幌市に速やかに報告すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、苦情、意見、問い合わせ等の対応を要する場合は、受託者が責任をもって対応すること。
- (7) 受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ立ち入らないこと。
- (8) 成果物に係る留意事項
本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。
また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。
なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとし、受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。
- (9) 受託者は、定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (10) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (11) 業務の実施にあたり、本仕様書の内容を誠実に履行するとともに、契約図書及び発注者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (12) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (13) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

10 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと

11 所管課

札幌市市民文化局文化部文化振興課

電話：011-211-2261